

第 174 回 福島県都市計画審議会

年月日 平成 28 年 7 月 20 日 (水)
時間 午後 14 時 00 分～
場所 杉妻会館 3 階
百合の間

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第 174 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の木沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。

議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願いいたします。まず一番上に次第、次に A4 横の議案書、それから資料 1 (いわき都市計画区域区分の変更について)、続きまして資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4、それから参考資料 1、2、3、4 と、参考資料は 4 種類ございます。資料は以上となります。お手元がない資料がございましたらお知らせ下さい。委員の皆様、ご確認いただきまして、よろしければ次へ進めさせていただきます。

次に、審議会の開催に先立ちまして、役員改選及び人事異動により新たに就任されました委員の皆様をご紹介します。

なお、新たな委員名簿につきましては、議案書の 6 ページに記載しておりますので、そちらを併せてご覧いただければと思います。

まずは議席番号 2 番 東北運輸局長の人事異動により永松建次委員が退任され、新たに尾関良夫委員が就任されました。本日は、代理としまして福島運輸支局企画調整部門主席運輸企画専門官 佐々木 敏様にご出席をいただいております。

続きまして、議席番号 5 番 東北経済産業局長の人事異動により守本憲弘委員が退任され、新たに田川和幸委員が就任されました。本日は所用のため、欠席されております。

続きまして、議席番号 9 番 東北財務局福島財務事務所長の人事異動により宮木偉喜委員が退任され、新たに星野弘幸委員が就任されました。本日は、代理としまして、東北財務局福島財務事務所管財課長 笹村武士様にご出席をいただいております。

続きまして、議席番号 12 番 福島県町村議会議長会の任期満了に伴う役員改選により佐藤一美委員が退任され、後任には五十嵐司委員が新たに就任されました。本日は所用のため、欠席されております。

最後に、議席番号 15 番 東北農政局長の人事異動により豊田育郎委員が退任され、新たに松尾元委員が就任されました。本日は、代理としまして東北農政局農村振興部農村振興課課長補佐 浅沼慶二様にご出席をいただいております。以上 5 名の方々でございます。新たに就任された委員の皆様には、どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで、平成 28 年度第 1 回目の開催にあたり、土木部次長 関根 康孝よりご挨拶申し上げます。

(関根次長)

土木部次長の関根と申します。

平成 28 年度第 1 回福島県都市計画審議会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃より県政の発展並びに都市計画行政の推進に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

東日本大震災から 5 年 4 か月が経過し、県土の復興の姿が各地で少しずつではありますが、着実に見えてまいりました。しかしながら、今もなお厳しい状況が続いております。土木部といたしましては、引き続き、安全・安心で活力に満ちた「新生ふくしま」の創造に向けて、公共土木施設の復旧・整備や防災力の高い復興まちづくり、そして、復興公営住宅の整備など、スピード感を持って着実に進めていくこととしております。

本日は、いわき市平薄磯・豊間地区の震災復興土地区画整理事業地内における都市計画区域区分の変更と、郡山市の土地区画整理事業における意見書の扱いについて、2 つの案件をご審議いただくこととしております。

委員の皆様には、それぞれのご専門の立場から、忌憚の無いご意見を賜り、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、続きまして議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づきまして、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなります。以後の議事進行につきましては、山川充夫会長、よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、まず次第をご覧くださいと思います。

本日は、報告事項 1 件、議案 2 件を予定しております。次に、議案書をお開きいただき、2 ページをご覧ください。本日ご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました 2 件です。東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 7 項第 1 号の規定に基づく議案が、議案第 1996 号のいわき都市計画区域における「いわき都市計画区域区分の変更について」の 1 件であります。また、土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同法第 55 条第 3 項の規定に基づく意見書の審査が、議案第 1997 号「県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業における意見書について」の 1 件であります。

次に、出席委員数をご報告いたします。

全委員 19 名のうち、出席委員は 12 名で、うち代理出席者は 5 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようですので、ご指名申し上げます。3 番佐藤玲子委員、17 番宮本しづえ委員のお二方をお願いいたします。

それでは、次第の 2 番をご覧ください。第 173 回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の塩田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説

明させていただきます。

まず、議案書の 1 ページをお開きください。第 173 回福島県都市計画審議会に付議された案件、議案 1994 号会津都市計画道路の変更については、平成 28 年 2 月 2 日、福島県告示第 48 号をもちまして決定されたことをご報告申し上げます。以上であります。

(議長)

ただいまの報告に関して、ご質問等ございますでしょうか。それでは、次第の 3 番、議事に移ります。議案第 1996 号「いわき都市計画区域区分の変更について」、事務局より説明願います

(事務局)

議案書の説明に入る前に、スクリーン及びお手元の資料 1 により本案件についてご説明申し上げます。

今回、いわき都市計画区域区分について「市街化調整区域」から「市街化区域」に編入する変更を行うものであります。その区域は、いわき市平薄磯地区と平豊間地区で、現在、いわき市において、震災復興土地区画整理事業を実施しております。本事業は東日本大震災復興特別報区域法に基づき、「復興整備計画」に位置付け、高台等を含め宅地造成を行っているところであります。本事業の他に周辺では、県事業として防潮堤、防災緑地や道路整備を進めており、これらの事業との区域の取合いが概ね確定してきたことから、今回、住宅地等のなる箇所について区域区分の変更を行うものです。なお、県決定の区域区分の変更に合わせて、いわき市において建物等の建てる際のルールを決めるために市決定の用途地域の変更についても行うこととしています。

資料の 2 ページをご覧ください。変更の理由ですが、いわき都市計画区域について農林漁業との健全な調和を図りつつ、計画的な市街化を図る必要があることから区域区分、いわゆる線引き制度を導入し「市街化区域」と「市街化調整区域」を設定します。このほど、関係機関との調整がなされ、「市街化調整区域」から「市街化区域」に編入する面積は平薄磯地区 7.2ha、平豊間地区 8.7ha の合計 15.9ha になります。

3 ページをご覧ください。今回編入する区域の土地利用ですが、平薄磯地区では、住居系と工業系、平豊間地区では住居系を計画しております。

4 ページをご覧ください。今回変更に係る総括図になりまして、図右上の赤着色のエリアが今回の変更を行う 2 つの地区を示しております。

5 ページより、それぞれの地区における区域編入箇所を説明します。平薄磯地区については 3 地区からなり、北側のエリアより説明いたします。図中、薄い

グレーの着色のエリアが現在の「市街化区域」で、ピンクの枠で薄くピンクに着色しているエリアが、今回「市街化区域」に編入する箇所になります。図の一番北側のエリアの土地利用が工業系になり、それ以外は住居系になります

6 ページから 8 ページはそれぞれのエリアの拡大図になります。なお、7 ページから 8 ページ図中の④、⑤、⑥は面積が小さいため 0.0ha と表示されています。

9 ページをご覧ください。平豊間地区については、北側と南側に 2 分割しており、北側のエリアより、説明いたします。着色の凡例は、先ほどと同様になります。平豊間地区における土地利用は、いずれも住居系になります。

10 ページから 11 ページは拡大図になります。また、10 ページの②も面積が小さいため 0.0ha と表示されています。

それでは、議案書の 3 ページをお開きください。

1. 都市計画区域区分を次のように変更する。理由につきましては、いわき都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域を定めています。このたび、土地区画整理事業の進捗に合わせ、市街化区域と市街化調整区域の区域界を変更するものです。

下の表は、市街化区域と市街化調整区域の面積の変更を表したものになっています。区分、現在の面積 A、変更後の面積 B、増減 B-A の順に読み上げます。市街化区域 10,047.9、10,063.8、+15.9 の増、市街化調整区域 27,569.2、27,553.3、-15.9、合計 37,617.1、37,617.1、増減 0 でございます。

議案書 4 ページをお開きください。編入する予定箇所でございますが、箇所名、面積、備考、予定用途地域の順に読み上げます。①平薄磯地区、7.2、震災復興土地区画整理事業、住居系、工業系、②平豊間地区、8.7、震災復興土地区画整理事業、住居系でございます。参考といたしまして、公聴会の開催状況について、平成 28 年 5 月 13 日に開催しまして、公述人はございませんでした。都市計画案縦覧及び意見書の提出状況についてですが、平成 28 年 6 月 28 日～平成 28 年 7 月 5 日まで縦覧したところ意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

(議長)

只今の説明について、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

(17 番 宮本委員)

17 番の宮本です。この地域は、市街化調整区域から市街化区域へと編入することですけれど、全体の 15ha の中にどれくらいの区画数があることになるのか、今回、都市計画決定によってこの事業が、概ねどのくらいの時期に住

居の建設が始まる見通しなのか。被災者の復興にも直接関わることなので、早期に事業が進むことを期待するわけですが、時期と区画数を教えていただきたいということと、このところに土地を持っていられた方は、今までは市街化調整区域だったので、都市計画税の対象にはいっていませんよね。今後は市街化区域に編入されることによって、都市計画税が課税になってくる訳ですけど、この点については住民の皆さんに周知されているのかどうなのか、特に意見書の提出は無いということでしたけれど、住民の皆さんに周知徹底されているのか、その辺を確認しておきたいと思いました。よろしくをお願いします。

(議長)

はい。合わせて3件。

(事務局)

全体の区画について、平薄磯地区、現在計画では237区画、事業計画上ですが864名住まわれるということになっております。平豊間地区では468区画、1,420名でございます。続きまして、現在の事業計画でよろしいでしょうか。平薄磯地区については現在事業中で、平成28年、今年の3月から、高台の部分が最後になるのですが、平成29年、来年5月まで仕上げ引き渡すということになっております。同じく、平豊間地区につきましては、平成28年3月から随時引き渡ししておりまして、主に高台の部分につきましては、平成29年6月頃、全体計画として平成29年12月くらいまで、宅地の引き渡し時期を予定しております。

都市計画課長の寺木です。ただいまの区画数は、震災復興土地区画整備事業の全体の区画数でございまして、新たに市街化調整区域から市街化区域に編入したところの区画数は県の方では把握しておりませんので、いわき市さんの方で、もし分かれば教えて下さい。

(議長)

いわき市の方。

(いわき市)

平薄磯につきましては、市街化調整区域から市街化区域編入される場所につきまして、概ね高台の場所、平豊間地区についても同様で概ね高台の場所、市街化調整区域から市街化区域に編入される訳ですが、高台ベースでお答えしますと、平薄磯145区画、平豊間につきまして北側の高台131区画、南側の高台につきましては64区画でございます。

(議長)

事務局いいですか。

(事務局)

都市計画税の関係ですが、今回の土地区画整理でもともと山の所有者だった方は、都市計画税をとられてなかったのですが、今回市街化区域になるということで、土地を求めた方が都市計画税を払うという形になりますので、今後も持ち続ける方には都市計画税がかかるのですが、大きな影響はないと思います。

(17番 宮本委員)

今の説明の中で、よく数字の関係が分からないのですが、平薄磯が237区画、高台が145区画という数字の関係が分かりにくいので、もう一度説明していただけますか。それと都市計画税の関係ですけど、今まで都市計画税は課税対象になっていなかった方が高台に土地を求めて、都市計画税の課税対象者になるということが起きるのではないかと思い心配だったので、確認したいと思ったのですが、たしかに新たに土地を求めるとそういうことになりますが、その移転をした人はどうなるのかを確認したかったのです。

(議長)

まず区画の話から。237区画、145区画の差は何なのか。

(事務局)

都市計画課長の寺木です。資料の5ページをご覧ください。グレーのところは元々市街化区域になっておりまして、家が立ち並んでおりました。ただ、今回の震災で建物等がなくなって土地区画整理で再度区画を設けたところが差し引きの数字でございます。グレーとピンク合わせたところが、薄磯であれば237ですが、ピンクの部分が145、差し引き92がグレーのところであります。

あと都市計画税ですがもともと山だったものですから、誰も住んでる方がいなかった場所で、新たに市街化区域になり、そこを宅地として造成したということなので、その宅地に住まわれる方は都市計画税の対象となるわけです。

(議長)

まず、数字の方から確認してください。237区画、145区画の差はグレーの部分、145はピンクの部分。ピンク部分は造成したところ。

(事務局)

今回新たに高台として造成したところには 145 区画があります。これを含めたトータルとしましては 237 区画になります。従前の規模や大きさが違う部分もあると思うので、土地区画整理である程度一定の大きさにしたいということ、同様に平豊間地区においても 468 区画が変更も含めたトータルの数、そのうち高台については北側が 131、南側が 64、新たに広がったということでお考えください。

都市計画課長です。補足させていただきますと、このグレーのところは元々市街化区域でして、人家が張り付いていたのですが、今回の震災で 50m 幅で防災緑地を海側に作っております。それにより、宅地がだいぶつぶれてしまう、そのつぶれた宅地分は山の方の開発をして、確保しようということでありまして、面積的にグレーの方が大きいですがこの中で宅地として使えるのは限られているものですから、この差の分の区画造成という形になっております。

(議長)

次は、都市計画税です。もう一度質問してもらってよろしいですか。

(17 番 宮本委員)

被災されて元々いた方が移転されますよね。そうすると被災で住めなくなったところに元々住んでいた方は、元々市街化区域だったので、そういう意味で新たな問題がないのかと理解していいということですね。分かりました。

(議長)

それでは、他ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。異議なしということよろしいですか。

「ご異議無し」と認め、議案第 1996 号「いわき都市計画区域区分の変更について」は原案のとおり同意するということに決定いたします。

続いて、議案第 1997 号の審議に移ります。

「県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業における意見書について」であります。この議案は、「県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業」の事業計画決定に伴う意見書の審査についての案件であります。審査を行うに当たって、意見書の提出者より口頭による意見陳述の申し出がございましたので、土地区画整理法第 55 条第 5 項に基づき、意見の聴聞を行うこととなりますが、今回は、事業内容と意見書の説明をしていただき、口頭による意見陳述及び表決は、次回の都市計画審議会で行うこととし、また、次回審議会の進め方を決めておきたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議なしということで、事務局より議案の説明として、事業内容及び意見書の説明をお願いします。

(事務局)

県まちづくり推進課の三瓶でございます。着座にて失礼いたします。よろしくお願ひいたします。議案説明の前に、今回の審議会においては、福島県都市計画審議会会議運営規則第11条に基づき、関係行政庁として、事業者である郡山市の職員を出席させております。議長が必要と認めるときは、発言を求める場合がございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案「県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業における意見書について」、説明させていただきます。

まずはじめに、土地区画整理事業について説明いたします。

スクリーンをご覧ください。土地区画整理事業のしくみについて説明いたします。このスライドの見方ですが、左が「土地区画整理事業施行前」、右が「施行後」を表しています。土地区画整理事業とは、良好なまちづくりのために、1つ目に、道路、公園、その他の公共施設の整備改善を行い、2つ目に、土地の区画形質を整え、宅地の利用増進を図るといった2つの目的を同時に達成することが出来る事業です。事業の特色ですが、道路・公園等の公共施設用地は、事業を行う地区内のそれぞれの土地の一部を提供していただく「減歩」によって生み出され、その他一般の土地は整形された土地として整備し、原則としてどの宅地も道路に面するように配置し、宅地の利用増進が図られるといったところに大きな特徴があります。土地区画整理事業は、施行者により個人施行、組合施行、公共団体施行などがあり、今回ご審議いただく県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業は、このうち、郡山市が施行者となる公共団体施行の土地区画整理事業となります。

ここで、公共団体施行の土地区画整理事業の流れについて簡単に説明いたします。

お配りした資料2-3をご覧ください。

公共団体施行における土地区画整理事業については、はじめに、事業の調査・計画を行います。これは事業計画書の案を作成するため、土地・建物等を正確に把握するために行います。

次に、都市計画決定となります。この都市計画決定は、土地区画整理事業の施行区域及び公共施設の配置等を決定します。次に、施行規程の決定ですが、

これは、土地区画整理法に基づき地方公共団体の条例で定めます。内容としましては、「保留地の処分方法」、「土地区画整理審議会・同委員に関すること」、「地積の決定方法」等の 8 項目について定めます。次に、事業計画の決定ですが、施行規定の決定を受け土地区画整理法に基づき、事業計画を決定いたします。

資料 2-2 をご覧ください。これは資料 2-3 の一部について、多少の説明を加えたものです。

事業計画の内容としましては、施行地区、設計の概要、事業施行期間、資金計画、の事業の基本的事項を定めるものです。本議案については、事業計画の決定、第 12 回の変更となりますが、この事業計画の決定を行うべく、2 週間の縦覧を行いました。土地区画整理法に基づく意見書の提出がありました。さらに口頭意見陳述の申し出がありましたので、この都市計画審議会の場での口頭陳述の機会を与えるとともに、意見書の内容を審査し、その採択・不採択について表決していただくというものです。表決により不採択の場合はそのまま変更事業計画の決定となり、採択の場合は、郡山市に事業計画に必要な修正を加えるべきことを求め、事業計画の修正となれば、再度、計画の縦覧を行うこととなります。

以上、土地区画整理事業における流れについての説明でした。

次に本事業の位置及び概要について説明いたします。スクリーンをご覧ください。

県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業を実施するこの地区は、郡山駅の南西約 4k m に位置し、中心市街地の延長として急速に市街地化が進んでいる地域でした。地区の東部を国道 4 号が南北に走り、地区の南西部は笹原川及び市街化調整区域界に隣接し、もともとは農耕地が大半を占めておりほぼ平坦な地域でした。地区内は、道路も狭く店舗事務所等が混在していることから、計画的な市街地整備が必要とされ、本事業により公共施設を整備し、良好な住環境による秩序ある市街地形成を図ることを目的として、昭和 55 年度より土地区画整理事業が開始されました。事業概要につきましては、表中に記載のとおり、地区名「荒井北井地区」、施行者「郡山市」、施行面積が 91.6ha、施行期間として昭和 55 年度～平成 32 年度を予定しております。

次に、参考資料 2 の 3 ページをご覧ください。(3) 設計の方針 ハ. 公共施設計画について説明します。スクリーンと合わせてご覧ください。

主な公共施設として、都市計画道路内環状線、長者町橋郎治線、大黒田雷神線 3 つの幹線道路を軸として地区内の交通のための区画道路を配置し、その他公園等の施設について整備を行う計画となっています。こちらが、その航空写真になります。南北に内環状線、長者町橋郎治線、東西に大黒田雷神線等の幹線道路を軸とした公共施設計画となっています。

次に事業経過について説明します。参考資料 3 をご覧ください。

はじめに事業の施行を行うための都市計画決定ですが、昭和 55 年 8 月 15 日に決定しております。次に施行規程が、同年 9 月 17 日に郡山市の条例にて制定されました。その後、事業開始となる当初の事業計画が昭和 55 年 11 月 20 日に福島県にて認可されました。その後、昭和 60 年 3 月 8 日までに第 1 回、第 2 回の事業計画変更がありました。昭和 60 年 7 月 23 日には、都市計画の変更、施行区域の拡大を受けた事業計画の変更を行い、新たに安積町橋郎治地内を施行区域内に含めました。この区域拡大後は、第 3 回から第 11 回の事業計画の変更が昭和 63 年から平成 27 年までに行われております。

その後、事業の進捗や、今後の換地計画を見据えた第 12 回の変更を行うべく、事業計画変更の縦覧を平成 28 年 1 月 28 日から 2 週間、縦覧を行いました。そして、平成 28 年 2 月 16 日に利害関係者より意見書の提出がありました。

この意見書については、今回の事業計画に対する意見以外の内容が含まれていたため、補正命令を平成 28 年 3 月 25 日付で通知し、4 月 15 日に補正された意見書が提出されました。この 4 月 15 日付けの補正された意見書について、都市計画審議会での口頭陳述の機会を与えるとともに、意見書の内容を審査し、その採択・不採択について表決していただくというものです。

以上がこの事業における経過となります。

それでは次に、参考資料 4 の意見書について説明します。平成 28 年 2 月 16 日に提出された意見書をご覧ください。

この意見書について 3 点、このあと補正命令を出しております。

意見書の 3 行目「土地区画整理法第 55 条第 2 項の規定により」という点が、1 点目。1 つ目の「1」の下から 3 行目「基準地積がいつ変更になり仮換地がいつ変更になったのかを明確にするべき」という点が、2 点目。2 つ目の「1」の 1 行目「道路に沿って歩道（別添図）として利用」、下から 3 行目「道路幅員の中に水路を含めるべき」として別添図として提出された図面である、参考資料 4 追加をご覧ください。

4 枚の横断図のうちの 4 枚目、都市計画において定められた「長者町橋郎治線」の横断図が添付されているという点が、3 点目。以上の 3 点については、土地区画整理法の規定により意見書を提出できないことから、参考資料 4 の 2 枚目の命令書により、補正命令をいたしました。さらに次のページをご覧ください。

補正命令を受けて、平成 28 年 4 月 15 日に補正された意見書が提出されました。この意見書の補正について説明いたします。

この意見書をご覧になったまま、参考資料 2 の事業計画書 4 ページをご覧ください。

意見の 1 つ目は、この 4 ページの (4) 整理施行前後の地積 (イ) 土地の種目

別施行前後対照表についての意見です。まずは、この表の見方ですが、縦を公共用地・宅地・保留地・測量増減・総計として、横を施行前・施行後として区画整理施行前後の土地の種目別の内訳を表した表となっています。そして、変更前を赤文字、変更後を黒文字としており、また、黒文字だけのところは、今回は変更がないことを表しています。

ここで、下段から二段目、赤文字でDと記載されたところの「測量増減」についての意見です。

参考資料4の意見書（補正）をご覧ください。

まずは1つ目の意見、1つ目の「1」について説明します。「測量増減が、変更前は、3,152.23 m²でしたが、今回の変更で、4,472.09 m²で、1,319.86 m²の増となっております。事業計画の測量増は施行規程の地積の決定方法に定められておる項目により確定すると思えます。これらの地積は仮換地時に施行者により決定され、昭和63年4月6日第3回事業計画変更時に施行規程第17条、第18条により確定され、その後平成27年3月26日の第11回事業計画変更まで変更はなく現在に至っております。依って基準地積は何年経過しても変わらないと思えますので再調査をして頂きたい。」というのが1つ目の意見です。既に、測量増減・基準地積は確定していると思う、変わらないと思うので、再調査をして欲しいというのが1つ目の意見の主旨です。

続きまして2つ目の意見です

参考資料4の意見書（補正）をご覧ください。また、参考資料2の事業計画書6ページをご覧ください。

この事業計画書の6ページのハ、公共施設別調書についての意見です。この表の見方ですが、縦を道路・公園緑地・水路・河川・合計として、横をその名称・形状寸法等とした表となっています。そして、文字色は先ほどと同様に、変更前を赤文字、変更後を黒文字としており、黒文字だけのところは、今回は変更がないことを表しています。ここで道路のうち区画道路、この9mと6mの部分、そして水路が3m、2m、1mの各施設毎の形状寸法毎の集計方法についての意見です。

参考資料4の意見書（補正）をご覧ください。2つ目の「1」についてです。

「水路は幅員3メートルから1メートルで整備され現況は道路に沿って歩道として利用されており、現況の土地利用から道路幅員に水路を含めるべきと思えます。理由として、施行者は現況歩道にもかかわらず事業計画上は、水路であるとのことから、同時に縦覧した当地区の換地計画において、整理後の土地評価では水路修正係数（マイナス）を乗じて評価しており土地利用上不公平が生じております。」との内容です。

参考資料4追加の1枚目及びスクリーンをご覧ください。この参考資料4の9

R8-1 の道路横断図で説明します。これが 9R8-1 の道路横断図です。右側の横断図が、事業計画での道路幅員の考え方です。右側から 1.5 メートルの歩道、6 メートルの車道、1.5 メートルの歩道で、幅員 9 メートルの道路幅員となっており、その左側に 2 メートルの水路敷があり道路敷と水路敷が公共施設別調書に分かれて集計されております。続いて左側の横断図ですが、整備が完了した現況、現在の状況での道路幅員の状況です。右側から 1.5 メートルの歩道、6 メートルの車道、1.5 メートルの植樹帯、2 メートルの歩道となっています。右側の事業計画と比較して、事業計画では歩道としている 1.5 メートルの部分の植樹帯、事業計画では水路としている 2 メートルの部分の歩道として、現況利用されているので、ここで歩道として利用されている水路敷を道路幅員に含めるべきというのが 2 つ目の意見の主旨です。

以上が事業内容及び意見書の内容になります。

これで事務局からの説明を終わらせていただきます。

(議長)

只今の説明について、ご質問、内容の確認からいただきたいと思います。当審議会では久しぶりの意見書であります。少し慎重に。

(17 番 宮本委員)

確認させていただきます。事業計画の中では、2 メートルの水路を左側につけるといふ計画だったけども、現況ではこの水路は歩道の下に暗渠として埋設されているというのが現状だというふうに理解してよろしいでしょうか。この事業計画と現況が異なった理由はどこにあったのかをお聞かせください。

(事務局)

では事務局より説明いたします。スクリーンの方を見ていただいて、事業計画で 2 メートルの水路があります。この部分に暗渠というもの、この下に水路が埋設されております。埋設された水路の上にアスファルト舗装をかけて現況としては歩道のような利用がされている状況でございます。そうすると事業計画上、水路として扱って 2 メートルの暗渠を入れているのですが、その上をアスファルト舗装をかけて歩道としても使えるようになっているというのが状況です。事業計画と現況との違いです。

(17 番 宮本委員)

そうしますと、事業計画の段階から実は現況と同じ使い方をしようと考えていたと理解していいですか。

(事務局)

事業計画の段階では、そこまで具体的な道路構造・計画の記載がなかったものでその暗渠が入るとい構造は把握しておりませんでした。事業計画ではそこまで具体的な計画は、通常しないものですが、施行者である郡山市で具体的な道路計画を作成して実施した結果として、水路敷に暗渠を埋設したという状況です。

事務局まちづくり推進課外川です。補足させていただきます。道路の脇に、昔安積疏水の水路がありまして、その水路敷を道路の脇につけたという状況です。昔だと素堀で側溝みたいな感じでそのまま水路と言えるのですが、時代も時代なものですから上に人が通れるよう有効に活用できるように歩道として変えたという状況ではないかと推測されます。

(17番 宮本委員)

そうしますと、安積疏水だと農業用水路ですよ。そうすると農業用水路、この水は現在も農業用水として使われている水路と理解してよろしいですか。

(事務局)

事業に関する事なので郡山市に説明いただいてもよろしいですか。

(議長)

はい、どうぞ。

(郡山市)

郡山市です。よろしくお願いたします。今の質問ですが、安積疏水の水もありますが、実際、地区外から来る分の水も地区内の水路を通じて笹原川に流水させるために、用水だけではなく排水の機能も持った管理用水路として使用されているのが現況でございます。

(17番 宮本委員)

今の説明は、ほとんど現況としては、農業用水として利用されていないと理解してよろしいですか。

(郡山市)

今の場所につきましては末端になるものですから、笹原川の直近ということで、そちらは水田での利用はございません。ただ地区内においては、北側に小

学校、安積第一小学校があるのですが、その東側の一部、安積疏水の水を使って水田として土地利用を図られている権利者の方もいらっしゃいます。

(17番 宮本委員)

水路の利用状況は分かりました。この意見書をあげた方が一番問題にしているのは、土地利用から土地評価が変わるのではないかとということの問題にしているのですが、郡山市、事業者としてはこの点についてはどのような見解をお持ちですか。

(郡山市)

ただいまの評価に関しましては、今回の事業計画に関する部分から話が逸れてしまうのですが、実際こちらの方に暗渠排水があるものですから、それによって水道の引き込み関係ですとか、支障物件が出てくるとか、真っ直ぐ引けるものが、余計に一手間をかけて水道の引き込みがされるなど、権利者様にも若干不利といたしますか、土地利用に影響があるところも見受けられますので、その辺は区画整理事業に中での評価としましては水路修正を見ているところであります。

(事務局)

補足説明させてください。資料 2-3 をご覧ください。左側のフローチャートご覧ください、左側の下 1/3 の分のところに、県都市計画審議会、二重線で囲われていますが、今回は事業計画の決定をするにあたり、意見書が提出されたので県都市計画審議会に諮っているところでございます。今ほど質問がありました土地評価の件については、このフローの右側の流れになります。換地計画の決定の準備の下、意見書の提出の有無がありますけど、これは市の方で設ける土地区画整理審議会、こちらで審議いただく内容になりますので、申し訳ありません。皆様のご質問には郡山市がお答えしましたが、換地計画において定めることなので、この会においては審議の対象ではないということで、よろしく願いいたします。

(議長)

他、いかがでしょうか。次回口述人が意見表明するということで、きちんと頭を整理しておきませんと混乱します。

(1番 川崎委員)

1番の川崎といたします。2点あるのですが、私含めおそらく委員の方の多くは、

少なくとも私は意見書を出された方の争点、何を訴えたいのかがよく分からない。これまでも何度も事業計画を変更決定していく中で、意見書を提出され、なぜ今の段階で出てきたのか、そして出てきた内容がそんなに大事に見えない。元々訴えたいのが違ったところに大きな争点があって、今回の事業計画の変更に対する意見書だからこういう形で出てきたのかなというふうに理解しています。読み解くには、出来形測量をやって公共減歩が増えた、公共減歩の割合が高まったということに対する理解でよいのか、そのあたりの背景がよく分からないというか、具体的にご説明いただけたらと思います。

(議長)

まずは、県の方から。背景をもう少し説明して欲しいということです。

(事務局)

背景というところは、実は施行者が郡山市で、県はあくまで計画を認可する立場ですので、具体的な今までの経過とか背景については詳しく把握してないという状況でございます。背景等郡山市の方に発言を求めてよろしいでしょうか。

(議長)

はい。それでは郡山市にお願いします。

(郡山市)

今回、事業計画変更の意見書が提出されたということでこれまでの事業計画変更の中で意見書が出たことは記憶にございません。今回換地処分に向けた作業を進めている中で換地計画の作成を進めているところであります。併せて事業計画の変更の必要が生じたので、事業計画の変更の縦覧を行ったところであります。

今回の争点といたしまして、測量の増減ということでございますが、これについても測量の結果に基づくもの、それから登記簿等の権利、面積の結果によるものですので、特に大きな争点となるものとは考えておりません。

今回、換地計画に向けた作業の中で、何か意見書を提出された方が何か思いがあって、提出されたのではないかと考えております。以上です。

(1番 川崎委員)

意見書を出された方は、権利者の方が何人いるかは分かりませんが、多くいるだろうと思います。まとまった方々の代表された意見ではなくて一人の意見

が出てきたという理解でよろしいですか。

(事務局)

団体の代表ではなくて、一個人として一通の意見が提出されたということです。

(1 番 川崎委員)

最終的に確認ですけども、我々審議する上では、この意見書そのものを文字通り読んで審議するということがよろしいですか。

それしかないですが。

(事務局)

事務局より説明させていただきます。審議会の流れとして次回、意見陳述の場を設けます。その際に、陳述者から意見書の具体的な説明がされます。それを受けて、事務局、県としての考えを説明した上で、ご審議いただくという流れになりますので、説明で不明な点があればその場で内容を確認して審議していただければと思います。

(1 番 川崎委員)

よく、分かりました。ありがとうございます。

(議長)

従いまして、次回、何を質問するかということを審議会としてはクリアにして臨むということです。

(事務局)

次長の関根です。非常にレアな審議で戸惑っているというか、何を審議していいか、どこを見ていいか、分からないというのが事実だと思います。事実、ここの土地区画整理事業は昭和 55 年から始まっておりまして、現在ほぼ終わっております。最後の換地をする時点での最終の測量で面積の違いが起きた。あとは道路の利用形態が若干違うようなところも出てきたということに対する何らかの思いがあつての経緯なんですね。今事務局と郡山市からお話しがありましたとおり、ここの換地計画をつくっていくと、またそこで換地計画に対する意見、今回の事業計画に対する意見の処理とまた次の仮換地指定後の換地計画の決定をする際の意見、同じような内容でも性質が少し違ったものが出てきます。ですから、今回委員の皆様は何を見てもらって、どこに対して意見書が採

採なのか不採採なのかを、どこを聞く必要があるのかという視点をもって、次回の意見陳述を聞いてもらう都合があるのではと思います。ですから、今日の説明では、モヤモヤした部分があるかと思いますが、今日は区画整理の流れ、あとは事業計画変更についての意見がでたということを確認していただいて、次回の口頭意見陳述の前に、今回の意見がこの部分で、この部分を審議していただくというところをもう少し事務局の方で工夫をして、施行者と調整しながら、もう一度分かりやすい資料をお手元に配布した上で、事前に説明の時間を5分から10分とらせていただいてから、口頭陳述に望んだ方がいいのではないかと思います。次回、口頭意見陳述をしてその話を聞いていただいて採択・不採択の表決をしていただくのですが、そんな流れでできればいいかなと思います。

私も昔、福島市の土地区画整理で百以上の意見書を取扱った経験がございますので、なかなか難しいものですから、そのへんをもう一度工夫をさせていただいてから、もう少し分かりやすくして臨むような形にしたいと思いますので、1つよろしくをお願いします。

(議長)

もう少しご意見をいただきたいのですが。私の方からちょっと。宮本委員が一番最初に質問した暗渠水路の件と、暗渠水路があった時には上の土地の利用は水路となっています。それがあつた時に水路が歩道になって、歩道が植樹帯になったということです。現況はそうなっています。それはどの時点でどのように決めてこうなったのかということをはっきりさせておかないといけないのかなど。事業計画では歩道プラス水路になっていたのが、現況では歩道プラス植樹帯になった経緯、これを1つ調べておいていただきたい。先ほど若干説明はありましたが。あと1つは、歩道になったからといって暗渠水路が消えたわけではなく、こういった事例が他にもあるのかどうか、土地区画整理事業でこういった水路の上にアスファルトを舗装して歩道になったというのか、歩道ということで、土地利用変更といいますか、利用のされ方が変更になっている事例があるのかないのか。そして、その時に評価の問題ですけど、水路として評価されたのか歩道という形で評価されたのか、事例があるのかははっきりしておかないと整理できないということですので、お願いしておきたい。他の方がいいでしょうか。今のうち言わないと。次回に向けての準備です。

(1番 川崎委員)

今の山川先生の質問に関連して、この水路の管理はどうされているのか。利用実態はともかく。

(事務局)

すみません、郡山市によろしく申し上げます。

(議長)

では郡山市に申し上げます。

(郡山市)

現時点におきましては区画整理課で区画道路に付随するもので管理させていただいているのが現状です。区画整理の中では道路と水路ではあるのですが、将来、管理を引継ぎ、道路管理者に引き継いだ際に、道路認定要件がありますので、その際に正式に取扱いが決まると考えております。

(1 番 川崎委員)

区画整理の施行前はどのように。

(郡山市)

施行前は、少し話が逸れますが、土地の評価をするにあたりまして、道路の幅員はいくらか路線価を設定するのに決めていくのですが、その際にあくまでも区画道路の幅員、事業計画上にうたわれている道路の幅員で道路として管理をしております。水路は水路で管理しているところであります。

(1 番 川崎委員)

今回は水路としてということですか。

(郡山市)

区画整理事業の中ではそういった中で管理しております。

(1 番 川崎委員)

施行前からそうだったということですか。

(郡山市)

従前におきましては、元々水路敷があったところがありますので、若干位置関係が変わっているところもありますが、あくまでも大型水路として用排水を目的としまして、以前と同じような形で機能を保全した形になっております。

(議長)

また次回、問題になり議論となりますので、他の委員にも分かりやすく説明していただければと思います。

(3番 佐藤委員)

この、参考資料4の3ページ意見書の補正、4月15日のところの最後の3行のところに、土地利用上不公平が生じておりますとありますが、具体的にどういふ不公平なのかよく分からないので、そういったことも明らかにしていただけたらと思います。どういう不利が、この方に不公平が生じているのか。意見を聞けば分かるのかもしれないですけど、この文章から読み取ることができない。

(議長)

それでは事務局。

(事務局)

土地評価についても事業者の郡山市の方から回答をいただいた方が良いと思いますので、郡山市からの発言の許可をいただいてもよろしいでしょうか。

(議長)

はい。それでは郡山市。

(郡山市)

今ご質問がありました、土地利用上不公平が生じておりますということに関しましては、水路修正係数を評価として事業完了時に、民間の不均衡を是正するために清算金制度というものがあります。例えば、もともとその土地に対して、新しく配置された土地の方が価値が高い場合は、清算金を徴収となります。逆に、従前の土地の価値よりも低くなった場合は清算金が交付という扱いになります。場合によっては、当初与えられるべき地積の増減、工事を行っていく際にどうしても多少なりの増減があるものですから、そういった中でも土地を多く与えられた方、逆に少なくなってしまった方、不均衡を是正するための清算金制度がございまして、清算金を算出するために、各々の土地を評価することになります。その中で今回、水路敷に隣接しているところについては、暗渠排水が入っているものですから、その中で水路に修正係数をかけて若干評価を低くしているところがあります。そういった中で土地の評価をしているのですが、この意見書を出された方が言われている土地利用上不公平が生じたと

ということに関しては、こういった考えで言われているのか不明なところもあるものですから、土地の評価の考え方をご説明したところでございます。

補足です。今の内容につきましては換地計画に関する部分ですから、今回は都市計画審議会のご審議ではなくて、土地区画整理審議会の審議内容に該当することを申し添えます。

(議長)

そうすると何を質問するかと、つまり、清算金といいますか、お金を巡る問題はここでは扱わないということです。こういうことですね。ここでの議論の結果がそこに跳ね返っていくこともあるだろうけど、それを前提にしてここで議論するというのではない。そうだとすると、先ほど言ったように土地利用が変わった経緯は何なのか。変わったものに合理性があるのかをここでは判断するということです。

(10番 矢吹委員)

この水路は安積疏水の水路ということですよ。

(議長)

はい。どうぞ。

(郡山市)

水路の所有者につきましては、郡山市が所有者になっております。安積疏水に関しましては、水利権のみを有しているということで、郡山市が管理している水路を使って水を供給している形となっております。

(10番 矢吹委員)

安積疏水は水利権だけで、水路について所有権はないということですか。

(郡山市)

水路自体の所有権は安積疏水ではないということです。

(10番 矢吹委員)

道路幅員の中に水路を含めるべきという考え方がよく分からないのですが。

(郡山市)

たとえば、水路につきましては、水路自体に他の占用物件が入らないように

水路として区分けをしております、それだけ重要な位置付けであるということでございます。これを一概にすべて道路としての取扱いになれば、占有者は占有物件をどこにでも入れられる形になりなす。そうしますと、今の排水関係、近年の天候関係を含め排水機能にも支障が出ることがないように分けていると考えております。

(10番 矢吹委員)
よく分かりました。

(事務局)

事務局から補足説明します。参考資料4の3ページ目をご覧ください。

2つ目の1、ハ、公共施設別調書。先ほど修正係数の関係でどんな不公平が生じるのかという意見がありましたが、この意見書では、「理由として、施行者は現況歩道にもかかわらず事業計画上は、水路であるとのことから、同時に縦覧した当地区の換地計画において整理後の土地評価では水路修正係数を乗じて評価している」と意見されています。そうすると換地計画で定めるものではありませんが、事業計画でそうなっているので換地計画でもそうしているという見解を郡山市から示されている。その見解に対して県としてこう考えるというのが、次回の都市計画審議会の中で説明させていただくこととなります。2つ目の争点は、事業計画と換地計画、その関連性について、市は両者の関連がイコールでなくてはならないと言っている。だから水路として扱っていて補正係数もかけて周辺の土地より安くしている。そういった関連性について、次の審議会で県の見解として説明させていただきたいと考えます。

(議長)

そうすると、市の判断について、この審議会としてどうかということ言えばいい。最終的には。市の判断は市の判断。合理性の有無を最終的に確認すればいい。

(事務局)

まちづくり推進課諏江です。補足させていただきます。意見者が言っている、換地計画において補正係数がかかっているということは、事業計画上、資料でいいますと右側9メートルが道路で2メートルが水路、事業計画がこうだから換地計画でマイナスの補正がかかっている、なので事業計画を現状に合わせて11メートルに直すべきだというのが意見です。市の考え方の良い悪いは、ここで議論することではなくて、市の考えがどうであろうと、事業計画上問題があ

るかないかという点で判断いただければと思います。

(17番 宮本委員)

現況は、すでに暗渠になって歩道になっていて、事業計画であえて現況どおりではなくて水路として2メートルとして残すとした最大の意義、目的はどこにあるのか、私たちはどう理解をすればいいのかということですよね。先ほど、お話があったようにこの水路そのものは市の権利としてあって、水利権は土地改良区にあるということですよね。だから、たぶん土地改良区が持っている水利権を最大限に保証する。水利権は重いものだから区分けして管理した方がよいのではないかと郡山市は考えてこのような事業計画を立てたのではないかと理解しました。そのような理解でよろしいですか。

(事務局)

次長の関根です。今話を聞いていると、宮本委員がおっしゃる通り、市は事業計画を作って、今後換地計画へ。換地計画には水路が暗渠であることによって、評価が若干下がるところも出てくる。ただ事業計画で現状に合わせてすべて道路にしたら、全て道路に接した宅地になる。事業計画で水路という権限がありますから、見た目には道路、歩道として使っていますが、計画上は水路と分けておく必要がある。そういうことで事業計画ではこうですよ。次に換地の段階に行くと同じような意見が市の換地処分によってはおかしいのでは。要はなぜ同じく道路に面しているのに基準が下がるのか、他は多いのか。それが清算金になって基準が下がるから、水路に接しているところでは清算金をあげましょう、それ以外のところはお金をもらいましょう。恐らくそのような流れに次の段階でなってきます。ですから、見た目はそうなんですけど、郡山市としては事業計画上は道路と水路を分けて事業計画をしないといけない。意見書を出している方は、今の話と次の段階の話が混ざっている。我々もその辺を踏まえて意見書について審査なり説明をしないといけない。私もここで聞いている中での話ですので、そのあたりを整理させていただいて、次回の口頭陳述の前に再度時間をいただいて説明の時間をとりたいと思います。

(議長)

ということですが、他にご意見ございますか。

(1番 川崎委員)

確認させていただきたいと思います。意見書の2つ目にばかりフォーカスが当たっていますが、1つ目も大切だと思うのですが、うまく理解できてないです

けども、ここで言っているのは、昭和 63 年 4 月 6 日の事業計画において変更がなされ、これが基準地積だと意見を申し出た方は思っているということですよ。参考資料 3 を見ると、昭和 63 年 4 月 6 日に第 3 回事業計画の変更ということで、先ほどの説明の聞き間違いかもしれませんが、地区の面積が変わったということですよ。昭和 60 年には都市計画区域拡大による変更があって、区域が変わって、今度は第 3 回の事業計画変更においても区域が変わった。その辺が分かっていなかったのですが、この意見書を出された方は、昭和 63 年の事業計画で変更されてからずっと変わっていないのに、なぜ今になって地積が変わるんだということですよ。基準地積とは何かというと、参考資料 1 に施行規定があって、その第 17 条に基準地積とは何たるかが書いてあり、その第 17 条第 1 項には換地計画において換地及び清算金の額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積とありますが、この規定の施行の日による登記されている地積だと述べられていて、施行規定の施行日はいつなのかと附則を見てみると、平成 27 年に最新だと載っている。ということは、最新の事業計画の変更決定の前後にこの施行規定が新たに施行されたので、施行主体である郡山市としては、平成 27 年における変更をもって基準地積として新たにしたので、このように増減が生じたのでという理屈がある一方で、意見書を出した方は、第 3 回変更の時に基準地積であるはずなのにといいことで理解していて、そこにズレがある、そういう理解の仕方でもよろしいですか。言っていること分かりますか。どういう風に読めばいいのかなというのがよく分からなかったので、ご説明をお願いします。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

参考資料 3 の昭和 60 年 7 月 23 日の区域拡大については、約 1.3ha 郡山市の橋郎治地内の区域でございます。基準地積を定めている施行規定について、今回、意見書、参考資料 4 の中で 1 つ目の 1、上から 3 行目、「事業計画の測量増は施行規定の地積の決定方法に定められておる項目により確定すると思いません」と見解を示されておりますが、参考資料 1 の施行規定の中、第 17 条、第 18 条で基準地積、基準地積の更正を定めております。今ほど委員がおっしゃったこの規定は、平成 27 年より施行するという記載があって、この見解が妥当なのかどうかを次の審議会での見解として説明したいと思っております。先ほど委員がおっしゃった理解でもよろしいと思っております。

(1 番 川崎委員)

基準地積となる時点が、意見書を出された方と郡山市の間でズレがあるという理解でよろしいですか。郡山市はそれが法令上普通のことだと思っているけど、意見書を出された方からすると、基準地積は最新の平成 27 年ではなくて、昭和 63 年の時のものではないかという趣旨の意見でいいですか。

(事務局)

そういうことです。昭和 63 年に決定しているはずだということです。

(1 番 川崎委員)

分かりました。

(議長)

だいぶ明確になったと思います。他いかがでしょう。

意見書の補正の方の 1 つ目については今意見交換して、2 つ目の意見については私も関わりましたが、大体理解していただいたかと思います。よろしいですか。なお、こうしたものを踏まえて事務局の方で整理するということですので、今日はこんなところでよろしいですか。

それでは、ようやく論点が見えてきたところですので、この議案についての口頭意見陳述および表決は次回行うこととし、継続審議とさせていただきます。それでは、次の審議会の進め方について、事務局より説明します。

(事務局)

次回審議会の進め方についてご説明申し上げます。先ほどありました皆様方の意見で、ちょっと分かりにくい資料になっているということですので、もう一度事務局で分かりやすい資料を作り説明した後に口頭意見陳述を行い、その後、審議、表決をいただきたいと考えています。

意見陳述については、「福島県都市計画審議会における土地区画整理事業の事業計画に対する口頭意見陳述申し立てへの対応要領」第 5 条によりまして、公開で行います。

なお、審議に当たりましては公開としますが、表決につきましては、採択・不採択を各委員の挙手によって決することになります。このため、表決に限っては、公にすることにより、委員の意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため、福島県都市計画審議会会議運営規則第 16 条第 1 項の規定により非公開で実施したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

ただいま、事務局から次回審議会を進め方の説明がありました。口頭意見陳述と審議については公開、表決については非公開としたいとする旨の提案がありました。これでよろしいでしょうか。

(17番 宮本委員)

この会議そのものは原則公開ですので、表決を含めて公開と理解すべきだと思っています。それぞれの委員、私も含めてそうですけど、公正な立場で出ていて最終的な態度表明まで責任を負うということを出てきていると捉えていますので、公開されることによって、出てきている委員に不利益があるとも思わないし、それは県民に責任を負うという審議会としての責任として課せられるものと理解しておりますので、今の県の非公開でお願いしたいという提案については了解しかねる立場であります。

(議長)

各委員からご意見いただきたいと思えます。最終的に今日決めておく必要がありますので。事務局からは、口頭意見陳述と審議については公開、表決については非公開と、宮本委員からは全部公開すべきだと意見がありました。いかがでしょうか。

(1番 川崎委員)

ちょっと確認、先ほど聞き漏らしたのかもしれませんが、先ほど非公開にする理由を説明されたと思うのですが、条例上非公開にすべきという定めがあるのでしょうか。運用によってはどうにかなるものなのでしょうか。

(事務局)

ご説明申し上げます。福島県都市計画審議会会議運営規則第16条（審議会の公開）の条項がございます。読み上げさせていただきます。

審議会は原則として公開とする。ただし次の各号のいずれかに該当する議案の審議については非公開とすることができる。

- (1) 審議会において非公開とすべきと認めた場合
- (2) 前号以外の場合で、緊急に公開できない事項を取り扱う必要が生じたため特に議長が非公開とすべきと認めた場合。

以上の2つにおいては非公開とすることができると定められております。

(議長)

はい。ということです。どちらでもいいということで、ここで決めるということですね。今のところは宮本委員が言うのは全て公開すべき、事務局からは最後のところについては非公開にすべき、これはここで決めますので、ここで非公開にすべきだというご意見があれば最後の表決で挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょう。ご意見がないと宮本委員の提案によって全て公開ということになります。よろしいですか。

(1 番 川崎委員)

事務局からの説明ですと、我々委員の不利益があるだろうということだと思いのですが、各委員の不利益がないというご判断であれば、問題ない。

(議長)

大丈夫ですか。いいですか。よろしいですか。

(1 番 川崎委員)

最後に会長が決するというのは。

(議長)

これは合意で。私の方から非公開にしなければならないということはありません。

それでは全て公開するというので、審議会としては決めたいということがあります。よろしいですね。という結論です。

(事務局)

はい。ありがとうございました。

(議長)

それでは、次回の口頭意見陳述と審議の日程ですが、本日、事務局からの提案を受けましたので、できるだけ早い機会に次回を開催した方がよいと思います。そこで、皆さんに手帳をご覧いただきたいのですが、提案ですが、8月5日の午前中に、実はこの審議会の下部調査組織であります都市政策推進専門小委員会があり、その午後に設定できると私の手帳の関係から言うといいのですが、ここにいらっしゃる方で8月5日(金)の午後、不都合がある方はいらっしゃればちょっと手を挙げてみて下さい。

(挙手)

(議長)

これはだめですね。では追って事務局の方から調整してもらうようにいたします。それでは、次回 175 回審議会の開催については、後日、事務局により調整の上、案内を発送したいと思います。

本日の審議事項は、以上です。終始慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(事務局)

長時間にわたりまして熱心なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第 174 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 1 時間 54 分)

以上の通り相違ないことを証します。

3 番 佐藤 玲子

17 番 宮本 しづえ